

10. 会社は誰のために？

10-1. 会社の営利性

(1) 会社＝営利法人（会社 105 II 参照）

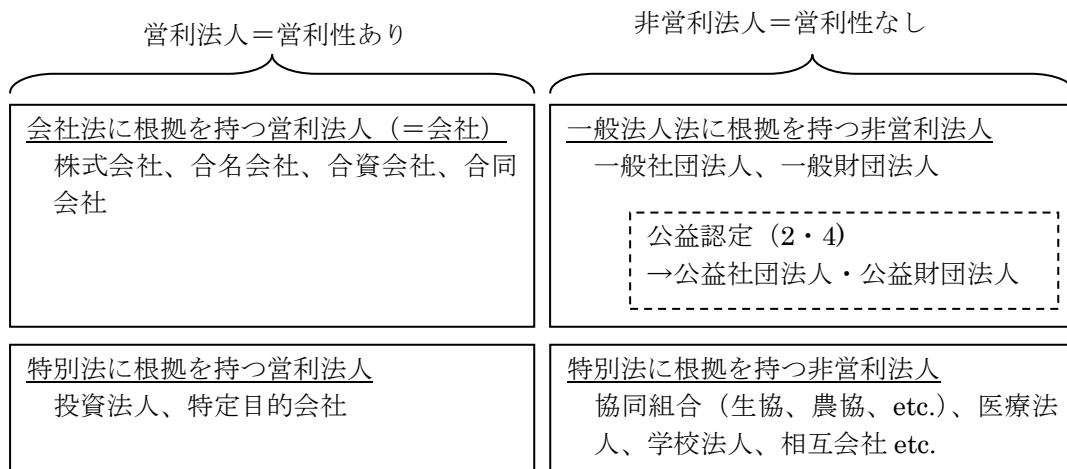
2つの営利性

会社の営利性という「営利」＝利益を出資者（構成員）に分配すること
 →利益を分配することを予定しない法人は（たとえ利益を上げることを目的としていても）営利法人ではない

商人の意義という「営利」[詳細は「企業取引法の基礎」]
 商人＝自己の名をもって商行為をすることを業とする者（商 4 I）
 ＝営利を目的として反復継続して行う
 ＝利益を得る目的
 →その利益を出資者（構成員）に分配するかどうかは問題ではない

この相違が具体的に表れる場面—協同組合の商人性
 協同組合≠営利法人
 ∵利益の分配を目的としない
 協同組合＝商人性を認める見解あり（判例・伝統的通説はこれを認めないが）
 ∵利益を得る目的はある

(2) 非営利法人



(a)一般法人法に根拠を持つ非営利法人（一般法人 11Ⅱ・35Ⅲ・153Ⅲ②）

事例 10-a 一般社団法人

アユミさんも 50 歳。そろそろ昔を懐かしむ年齢である。久しぶりに大学時代のカフェ・サークルの友人に連絡をとり、昔の話に花を咲かせているうちに、同窓会を作ろうと話が盛り上がった。アユミさんは、仲間とともに、一般社団法人 D 大学カフェ研究会同窓会を設立した。

事例 10-b 公益財団法人

アユミさんが株式会社を設立して紅茶のおいしいカフェを始めてから、30 年近くが経過した。会社は順調に業績を伸ばし、今や日本有数の紅茶カフェ・チェーンへと成長した。アユミさんは、50 歳を迎えたことを機に、それまでに築いた財産の一部を使い、紅茶について学ぶ学生に奨学金を与えるため、一般財団法人アユミ紅茶研究教育基金を設立し、公益認定を受けた。

(b)特別法に根拠を持つ非営利法人

例 1：学校法人同志社

例 2：協同組合（消費生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合 etc.）

消費生活協同組合

＝組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみが目的（生協 2Ⅱ）

→行う事業：「組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業」（生協 10Ⅰ①） etc.

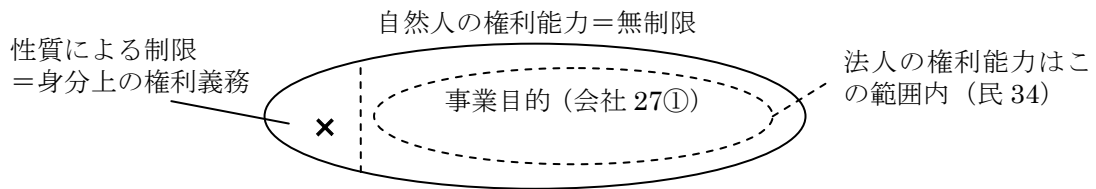
(3)営利法人と非営利法人

10-2. 政治献金と会社の目的・役員等の責任

事例 10-c 政治献金

アユミさんが株式会社を設立して紅茶のおいしいカフェを始めてから、30年近くが経過した。ところで、次の参議院選挙では、年々悪化する環境問題に抜本的に取り組むことを第1の政治的目標とする日本環境党が、選挙区・比例代表区合わせて30人の候補者を立候補させる予定である。アユミさんは、カフェを営んでいる会社としては、このような政党を支援するべきだと考えた。そこで、会社から、日本環境党本部と、日本環境党から京都の選挙区で出馬する伊藤候補者に、合計3000万円を献金することにした。

(1) 会社の権利能力



事業目的（会社 27①）→政治献金はその範囲に含まれる？

最大判昭 45・6・24 民集 24-6-625

「会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有するわけであるが、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行するうえで直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに含まれるものと解するのを相当とする。そして必要なりや否やは、当該行為が目的遂行上現実に必要なであったかどうかをもってこれを決すべきではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければならないのである...。」

最大判昭 45・6・24 (続き)

「...会社は、...自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他...の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであって、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところであるといわなければならない。...会社にとっても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をすることは、...企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあっても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。」

「以上の理は、会社が政党に政治資金を寄附する場合においても同様である。...会社による政治資金の寄附が、...社会の一構成単位たる立場にある会社に対し期待ないし要請されるかぎりにおいてなされるものである以上、会社にそのような政治資金の寄附をする能力がないとはいえない...。」

(2)役員等の責任

最大判昭 45・6・24 (続き)

「いうまでもなく取締役が会社を代表して政治資金の寄附をなすにあつては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、右の範囲を越え、不相応な寄附をなすがごときは取締役の忠実義務に違反するというべきであるが、原審の確定した事実に基づいて判断するとき、八幡製鉄株式会社の資本金その他所論の当時における純利益、株主配当金等の額を考慮にいれても、本件寄附が、右の合理的な範囲を越えたものとすることはできないのである。」

10-3. 株主の利益の最大化 [テキスト 3 章 1 節 4]

(1) 「株主の利益の最大化」の原則

具体的な表れ——注意義務・忠実義務（任務懈怠）

(2) 「株主の利益の最大化」が原則である理由（株主の地位の特徴）

① 権利の未確定性

会社債権者の権利 ⇔ 株主：利益配当

② 劣後性

利益配当ができる額：資産 > 負債（→ 「企業組織法」）

会社の清算（会社 499-504）：債権者に返済が終わって初めて株主に分配（残余財産の分配）

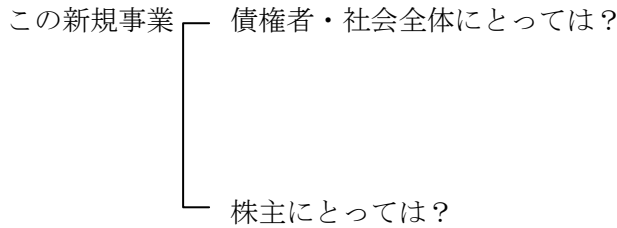
→ 「株主は会社の残余権者」（経済学）

(3)問題はもう少し複雑

(a)株主の利益を最大化することが効率性につながらない場合

事例 10-d リスキーな事業の実行

A 会社の資産は 1 億円、負債は 2 億円である（負債の方が資産よりも多い＝債務超過）。A 会社は、次のような新規事業を行うかどうかを検討している。この事業を行えば、99%の確率で会社の資産は 0 円になるが、1%の確率で 3 億円になる。



(b)本当に株主だけが残余権者？

例：従業員

事例 10-e 企業買収 [→「企業組織法」]

アユミさんが株式会社を設立して紅茶の美味しいカフェを始めてから、すでに 50 年が経過した。アユミさんは経営の一線から退き、弟のケンイチが今では会社を経営している。会社はカフェ以外にも様々な分野に進出したが、いずれの分野でも成功せず、業績は振るわず株価は低迷している。そのようなときに、アメリカ人の企業買収専門家 P は、アユミさんの会社を買収しようとしている。P は、買収後、会社について大幅なリストラクチャリングを実施する予定である。具体的には、会社の事業を本業であるカフェを中心としたものに戻し、不要な事業・資産はすべて売却することが考えられている。従業員の大幅な解雇も行われる可能性がある。P は買収後のリストラクチャリングによる会社の業績回復を確信しており、現在の株価よりもかなり高い買収価格を株主たちに提示する予定である。

